

学校法人北里研究所北里大学と国立大学法人東京工業大学との間における 連携協力に関する協定書

学校法人北里研究所北里大学と国立大学法人東京工業大学は、両大学間の連携協力を有機的に推進するにあたり、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、両大学が研究開発、人材交流等を通じて緊密な連携協力を推進し、両大学間における学術研究体制の強化及び研究者の育成による両大学の潜在的技術力の向上を図り、もって、研究開発成果の実用化による社会貢献に資することを目的とする。

(連携協力の推進)

第2条 両大学は、次の各号に定める事項の実施により連携協力を推進する。

- 一 共同研究、受託研究等の研究協力に関する事項
- 二 研究者育成のための教員、学生等の交流に関する事項
- 三 その他本協定の目的を達成するために必要な連携協力に関する事項

2 本協定の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとし、実施に関する細部の事項については、必要に応じて協定書に付属する「覚書」において定める。

(連携協力の経費)

第3条 本協定の実施に係る実費は平等負担を原則とする。ただし、「覚書」に特に記載のある場合はその限りではない。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、平成25年11月1日から平成27年10月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までにいずれの大学からも解除の申し出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項若しくは本協定の解釈に疑義が生じたときは、両大学で協議のうえ、決定するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、両大学記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月1日

学校法人北里研究所 北里大学
学長 岡 安 勲



国立大学法人東京工業大学
学長 三 島 良 直

